

## 平成28年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 開催日時 平成28年8月25日(木)  
午後1時00分から午後2時00分まで
- 2 開催場所 宇都宮市総合福祉センター 4階 視聴覚室
- 3 出席者  
会長 A  
委員 B  
C  
D  
事務局 行政経営部 行政経営課職員

### 4 会議の状況

#### (1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議するものです。

是非とも、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

まず、出席者等につきまして御報告いたします。

本日、吉川委員から、所用のため欠席する旨の御連絡をいただいております。

宇都宮市個人情報保護条例施行規則第28条第1項の規定により準用する第19条第2項の規定においては、「審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない」と定められておりますが、本日の審議会は、開催の要件を満たしており、有効なものであることを御報告いたします。

本日は、特定個人情報保護評価に係る諮問案件1件について御審議いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は、会長にお願いいたします。

会長 それでは、早速審議に入りたいと思っております。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、平成28年度諮問第2号、市民税課の「個人住民税課税に関する事務に係る特定個人情報保護評価（全項目評価書）の適合性及び妥当性について」です。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（市民税課，税制課）入室]

会 長 では、最初に所属と名前をお願いします。

[実施機関（市民税課，税制課）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をよろしくをお願いします。

[実施機関（市民税課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明等につきまして、委員の皆様から御質問はありますか。

C委員 実施機関に質問します。

まず、別添1の1ページの1(5)において、申告等情報を電子情報管理することにより、「本市で住登外課税した場合に住民登録のある市町村でも課税される二重課税を確実に防止できる。」と書いてありますが、この理由を説明してください。

実施機関 例えば、住民登録地でない自治体にマイナンバー付きの課税資料が提出された場合、当該自治体において住登外課税をすることになりますが、その場合、マイナンバーをキーとして、住民登録地である自治体に照会をすることができますので、2つの自治体で二重に課税することがない、という意味での記載でございます。

C委員 分かりました。

次に、同資料2ページの2(2)の最下段にある「4情報」は何を指しているのですか。

実施機関 4情報とは、住民基本台帳に記録されている基本的な情報である住所、氏名、生年月日及び性別のことを指しております。

C委員 分かりました。

ただし、説明資料としては、用語の説明がなく、やや不親切であると思

ます。

次に、別添2の31ページの③の3において、「消除された税情報については、自動的に消去される」とありますが、この消除の意味がよく分かりません。

また、同資料44ページの「特定個人情報の消去ルール」の項において、「証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、削除された税情報は保有しない。」という一文がありますが、ここでは削除という言葉を使っています。

さらに、同資料33ページにおいては、「4 月別レコード」から「9 年金特徴対象者レコード」までの項目のすべてに、「消除区分」という言葉が使われており、これらの消去、削除、消除という言葉については、正確な使い分けが必要であると思われませんが、資料においてはどこかに誤りがあるのではないのでしょうか。

実施機関 この部分につきましては、後日確認してから御回答いたします。

C委員 いえ、本件審議の中においてはそれほど重要な点ではないので、そこまでは求めません。

会 長 そうですね。

厳密な言葉の定義に該当しないと、何か問題や影響があるというものではないと思いますので、C委員からの御指摘につきましては、実施機関内において確認をいただければと思います。

実施機関 それでは、別途の機会に御報告したいと思います。

会 長 分かりました。

ほかに御質問等はありませんでしょうか。

B委員 先程、C委員が指摘されたことが気になりまして、「消除」というのは意味がよく分からないのですが、別添2の44ページの「特定個人情報の消去ルール」の項には、「削除」という記載がありますよね。それから、別添3の2ページ目の「2. 個別事項」の(8)の②の23の項には「消去」と記載されていますよね。「消去」というのは、完全に消すという意味で、「削除」というのは、その部分から除外するという意味で使っているのではないかと解釈したのですが、「削除」の場合は、例えば、スタンドアローンで作動していると

ころからリムーブしてしまうということで、「消去」の場合は、データを完全に消してしまうことではないでしょうか。そのような使い分けではないかと思いますが、「削除」というのはよく分かりません。

それで、1点目の質問は、「消去」というのは完全に消してしまうという意味なのですが、情報工学の分野では、消去する場合には、情報のアドレスを消すことを「消去」と言って、実際は、そのデータ自体は残っているのです。ですから、これは管理会社にも関係すると思うのですが、消去する場合には、データごと消去しないといけないので、完全にパーマネントに消すのであれば、データ自体を消さないで消去したことにならないのです。通常、アドレスを消去すれば、データが消去されたと思っているのですが、アドレスを再現すれば、データは見るができるのです。ですから、専門的になるのですが、データ自体が完全に消去されるのか確認してほしいということです。「消去」と「削除」の意味と、それから「消去」の実質的な効果が気になったので、質問します。

それから、2点目の質問は、別添2の9ページの図なのですが、問題はセキュリティーです。このセキュリティーに関しては、ほぼ完璧に、非常によくできているシステムだと私は思うのですが、問題はイントラネットとあって、外部からの攻撃を受けないかどうかということについて確認させていただきたい。例えば、コンビニ交付システムは、外部からの攻撃を受けないように、完全にイントラネットで構成されているのかどうかといったことを確認させていただきたい。つまり、外部とのソケットは1か所だけであって、それ以外はイントラネットで構成されているということが保証されているのでしょうか。この図を見ると、イントラネットで構成されているように思われるのですが、はっきりとはよく分からないのです。

実施機関

システムのセキュリティーに関してですが、市からコンビニ事業者への情報の流れにつきましては、市から事実上TKCというところが担っている証明書のコンビニ交付システムへのデータ連携につきましては、LGWANという行政専用のネットワーク回線を使っておりますので、この回線を使っていることで、その間の情報のやりとりについてのセキュリティーは、まず確保されているものと考えております。

また、最終的にコンビニ事業者に対して情報を送る通信回線につきましても、専用の回線を使っているという定めになっておりますので、一般のインターネット回線のようなものにおけるセキュリティーとは異なり、LGWAN回線及び専用回線というものを使うことで、情報に関してのセキュリティーを確保しているものであります。

B委員 LGWAN回線を使用するという事は、市のシステムが外部と接触するところは、TKCとの1か所だけでつながっていると理解してよろしいですね。

実施機関 はい。  
コンビニ店舗とJLIS（地方公共団体情報システム機構）とも専用回線でつながっているというものになっております。

B委員 それは、イントラネットであるという理解でよろしいですね。  
そのLGWAN回線の1か所だけで外部につながっているということですね。

実施機関 はい。

B委員 そのようなことであれば問題ないですね。分かりました。  
質問は、その2点だけです。

C委員 委員長、もう1点質問させてください。

会長 はい。どうぞ。

C委員 別添3の2ページ目の「2. 個別事項」の②の16に、「委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか」という記載がありますよね。

委託先に取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているかということなのですが、特定個人情報ファイルの取扱いの委託については、別添2の13ページから15ページまでに記載がありまして、13ページの「委託事項1」の②の「その妥当性」というところには、「専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。」と記載されています。

このような「専門的ノウハウを有する者が管理することにより」ということであれば、委託の必要性があるのかなとも思うのですが、14ページの二

重線が引かれている「委託事項3」の②の「その妥当性」というところの記載内容が、妥当性の理由としてよく分からないのです。「システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。」と記載されていますが、ここで言う妥当性というのは、証明書をコンビニで交付する妥当性なのですか。

実施機関 はい。

C委員 証明書をコンビニで交付する妥当性ということですか。13ページの「委託事項1」の②は、TKCなどに委託する妥当性を言っているのでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 分かりました。14ページの「委託事項3」の②は、コンビニ交付の妥当性で、13ページの「委託事項1」の②は、TKCなどに委託する妥当性を言っているということですね。

会長 先程のC委員の質問についてですが、14ページの「委託事項3」の②の「その妥当性」という部分は、そもそも証明書コンビニ交付システムにはこのような有効な部分があるので導入したいとした上で、それを導入するためには委託が必要であるということが記載されているということですよ。

C委員 そうですね。分かりました。

会長 ほかに何かご質問はありますか。

D委員 3点質問したいのですが、今回追加された部分ではないのですが、最初の別添1の2ページの2の(2)の4点目に「特徴依頼結果」と記載されていますが、「特徴依頼」というのは、どのような意味なのでしょう。

実施機関 65歳以上で課税になる方で、公的年金を受給されている方は、年金機構とデータのやりとりをしています。その特別徴収を依頼する対象の方の情報についてやりとりをすることがありますので、その結果を9月に入手するというのを記載しております。

D委員 特別徴収ということですね。分かりました。では、無関係でもないのか。それも、特定個人情報をやりとりするということですね。

実施機関 マイナンバーを含めた特定個人情報のやりとりをしているということになります。

D委員 分かりました。

2点目の質問ですが、これも追加部分ではないのですが、別添2の11ページの「3. 特定個人情報の入手・使用」の②のところで、「紙」のところに「○」が記載されていますよね。そして、14ページの「委託事項2」の④のところでも、「紙」に「○」が記載されているのですが、このような事務については、「紙」で行う必要があるのでしょうか。個人番号や個人番号カードというものについては、膨大な情報なので、電子上でやりとりするとあったのですが、これらでは「紙」に「○」が記載されているというのは、やはり、「紙」で事務を行うことが必要不可欠ということなのでしょうか。

実施機関 具体的に申しますと、確定申告であったり、住民税の申告であったりというものを、来年の1月以降に受付をしていくときには、マイナンバーを記載するという事になっておりますので、紙でマイナンバーを入手することがあるのと、それを今度データ化するために業者に委託するわけなのですが、そこでも紙情報として委託をしていくということで、「紙」に「○」を記載しているということでもあります。

D委員 特に、11ページの②の「紙」に「○」が記載されているということについては、全体のことでですから、膨大な量になるのではないのでしょうか。

実施機関 紙情報はまだまだ多いです。

D委員 分かりました。私も、紙の管理の大変さが分かるものですから、一方で紙のありがたさもよく分かります。

3点目の質問ですが、これも追加部分ではないのですが、別添3の6ページの「3. その他（今後、対応が必要な事項）」の表においては、2項目とも右端の「今後、対応が必要な事項」の欄に「措置」や「ルール」の「追加等」とか、「規程及び手順書等の改訂を行う」という指摘がされていますよね。これは、具体的には、どのような追加、改訂が必要であるということなのでしょうか。

実施機関 先程御説明しましたとおり、まだまだ紙情報でやりとりをしている部分がありまして、「その個人番号が正しいか」とか、あるいは、「間違いなくその人であるのか」という、番号確認と身元確認というのがマイナンバーを入手するときに必要になってまいりますので、そちらの手順がこれまでなかったものになりますので、その部分を追加していくというようなイメージで、手

順書の改訂という記載になっております。

D委員           そうすると、あくまでも事務上のところでということですね。

実施機関       そうですね。事務処理手順の中でそういったことが必要になるということ  
です。

D委員           分かりました。そのような手続を加えるということなのですね。

実施機関       はい。

D委員           分かりました。

会 長           ほかに何かありますでしょうか。

B委員           再度質問しますが、別添2の44ページの「特定個人情報の消去ルール」  
の二重線のところに、「削除」という文言が使われているのですが、一方で、  
別添1の3ページの(6)の「ウ 消去方法」においては、「消去」という文言が  
使われています。そうすると、「削除」と「消去」は、どのような意味の違い  
があるのでしょうか。「消去」であれば、アドレスのみだけでなく、そのア  
ドレスに入っているデータ自体も全部消去しないと消去したことにならない  
し、「削除」であれば、そのデータのアドレスのみをデリートすれば済むので  
すが、これは同じことを言っているのではないかと思うのですが、分かれば  
説明してもらいたい。

内部情報とか生体認証とか、セキュリティーはほぼ完璧なのですが、その  
部分が分かりませんでした。

分からなければ結構です。データの保全という意味で、外部のコンビニの  
システムなので、気になったのですが、「消去」であれば完璧にデータまで消  
さなければいけないのですが、「削除」であれば簡単にできるのです。それを  
例えばインターネットからイントラネットを介して何者かが侵入して、デー  
タを盗み出すこともできると思うので、それが気になったのです。

事務局           「削除」と「消去」を意味があって使い分けているのかどうかをお聞きに  
なっているので、意味があって使い分けているのか、「消去」に置きかえても  
構わないものなのか。

実施機関       システム上は、コンビニで証明書を出したときには、データは消去されま  
す。例えば、税証明書を交付する場合ですが、証明書を発行すると、その時  
点で、キオスク端末から直ちにデータは消去されるというシステムになって



います。

B委員 データごとですか。

実施機関 データごとです。J L I Sの交付サーバーにも、コンビニ事業所にデータを送った時点で消去されるというシステムになっています。

B委員 消去ですか。

実施機関 はい。

B委員 そうすると、「削除」というのは、どういう意味で使っているのでしょうか。同じ意味ですかね。

事務局 基本的には、特定個人情報保護評価の中では、そもそも「消去」が求められておりますので、この部分は削除という文言ではなく、「消去」という文言が適切だったのではないかと考えられます。また、「削除」という部分につきましては、税法上、事務手続上の文言ではないかと考えられます。

B委員 法律用語ですね。

事務局 はい。「職権削除」などの意味での削除ということであると思われまので、事務手続上削除されたものは、データからも消去されるという意味で記載されているのではないかと考えられます。この部分については、実施機関において確認していただき、評価書の中で訂正する必要があるれば、訂正していただきたいと考えております。

B委員 分かりました。

会長 それでは、指摘のあった文言の部分、特に「削除」と記載されているところについては、場合によって「消去」に置き換えた方がいいのであれば、そのようにしていただいた方が統一性が確保できるので、確認をお願いいたします。

ほかになれば、私から、何点か質問したいと思います。

まず、1点目ですが、別添3の2ページの「2. 個別事項」の②の18の「特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。」のコメント欄のところなのですが、この部分は、別添2の13ページから15ページまでに該当すると思うのですが、13ページの委託事項1については再委託することになっていますが、14ページの委託事項2と3、特に今回追加された委託事項3につ

いては、再委託しないという説明でしたし、先程の説明の中でも、コメント欄の記載について、再委託するかどうか、再委託の有無も含めて具体的に記載されているというコメントもあったのですが、実際にこのコメント欄のところには、再委託の有無についての記載がないので、再委託の有無についても一応記載していただいても良いのではないかと思います。

コメント欄では、「再委託する場合の手続・方法について具体的に記載されている。」と記載されており、別添2の13ページの委託事項1については、再委託するので、この記載で良いと思うのですが、14ページの委託事項2と3は再委託しないと記載されているので、再委託の有無ということについても、コメント欄に記載していただくと、より正確になるのではないかと思います。

実施機関 別添3の2ページの「2. 個別事項」の②の18の項番号の指定においても、別添2の「II 4. ⑧」の再委託の許諾方法だけではなく、「II 4. ⑦」の再委託の有無についても、コメント欄の中で触れた方がよいということによるのでしょうか。

会 長 はい。ただし、コメントが定型的で、それは触れる必要がないということであれば、記載がなくてもやむを得ないと思いますが、再委託がない場合もあるようなので気になったところです。重大なことではないので、一応意見として申し上げておきます。

次に、2点目ですが、別添2の44ページの「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」の「具体的な制限方法」において、今回追加として記載されている「④ 証明書コンビニ交付システムに係わる委託においては、本市の許可なく更新ができない。」と記載されているのですが、市の許可があった場合には、どのような手続を経て更新するのかという具体的な制限方法の内容を教えてください。どのように許可するのかということも含めて教えてください。

実施機関 証明書コンビニ交付システムに、税の証明に関する情報を送るタイミングというものが定められておりますので、そのタイミングで情報を送ることが本市の許可となり、本市が求めるタイミングでの情報の更新という意味合いになりますので、それ以外のタイミングでは更新を行うことができな

い。本市の許可なく更新ができないという意味合いになっております。

会 長 市の許可というのは、どのように行われるということなのですか。

実施機関 書面で許可をするようなものではなく、事業者の中継サーバーに本市からデータを送りますので、データを送ること自体が許可となりまして、そのデータを受け取ったタイミングで更新してくださいということになります。

会 長 データの送信が許可になると理解すればいいのですね。

実施機関 はい。

会 長 データの送信がない限りは、更新しないという意味で制限はされるという理解でよろしいですか。

実施機関 はい。

会 長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か質問等がありますでしょうか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

会 長 よろしいですか。

では、以上で質疑を終わりにしたいと思います。

実施機関の皆様、ありがとうございました。

〔実施機関（市民税課，税制課）退室〕

会 長 それでは、諮問第2号について審議をしていきたいと思っております。

本件につきましては、特定個人情報保護評価における全項目評価書について、その適合性及び妥当性について判断するというもので、特に今回は網かけされている部分や下線として二重線が引いてある追加部分についての適合性及び妥当性について審議会から意見を述べるというものなのですが、このような観点から、皆様、何か意見等がありますでしょうか。

C委員 私は妥当であると思っております。

B委員 特に問題はないと思っております。

会 長 当初の評価書の諮問においても妥当であるとしておりましたが、今回追加された部分についても、保護の手続というのは十分に確保されているようなので、問題はないということで、点検結果についても妥当であるということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

会 長           ただ、皆様から指摘がありましたように、言葉の使い方の問題というか、「削除」という文言が出てきている部分については、場合によっては「消去」に統一すべきかどうかを確認していただくという点については、意見として指摘させていただくということによろしいでしょうか。

                  [「はい」と言う人あり]

会 長           それでは、諮問第2号につきましては、全項目評価書の適合性及び妥当性については、特に問題ないこととして、答申したいと思います。

                  審議については以上で終わりになりますが、答申書については、委員の皆様から本日いただいた御意見を踏まえまして、会長一任により作成させていただくということによろしいでしょうか。

                  [「異議なし」と言う人あり]

会 長           ありがとうございます。

                  それでは、後日、答申案を事務局から皆様に送らせていただきますので、内容を御確認いただければと思います。

                  次に「3 その他」ということなのですが、何か委員の皆様から審議したい事項等がありますでしょうか。

                  [「特にありません」と言う人あり]

会 長           それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局          本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送させていただきます。

                  先ほど御指摘をいただいた部分につきましては、確認結果を各委員にご連絡を差し上げた方がよろしいでしょうか。

C委員          文言の問題なので、結構です。

事務局          内部で確認して反映させていただくということによろしいでしょうか。

                  [「はい」と言う人あり]

事務局          分かりました。

会 長           答申書においても、「消去」について指摘するということもできますし、指摘をするまでもなく直すというのであれば、指摘しないということもできますので、いずれにしても、確認さえしていただければ良いと思います。

                  それでは、これで平成28年度第1回個人情報保護運営審議会を終了いた

します。

本日はどうもありがとうございました。